

秋田県八峰町及び能代市沖 海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域 公募占用指針 新旧対照表

変更前（令和3年12月）	変更後（令和4年3月）
<p data-bbox="280 395 958 528">秋田県八峰町及び能代市沖 海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域 公募占用指針</p> <p data-bbox="472 1023 741 1054">令和3年12月</p> <p data-bbox="530 1217 680 1297">経済産業省 国土交通省</p>	<p data-bbox="1305 395 1984 528">秋田県八峰町及び能代市沖 海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域 公募占用指針</p> <p data-bbox="1464 1023 1794 1102">令和3年12月策定 令和4年3月変更</p> <p data-bbox="1554 1217 1704 1297">経済産業省 国土交通省</p>

第4章 公募の実施スケジュール

(1) スケジュール

【公募実施関係】

- | | |
|--------------------------------|------------------------|
| 1) 公募占用指針の配布開始 | 令和3年12月10日(金) |
| 2) 公募占用計画の <u>受付期限</u>
時00分 | <u>令和4年6月10日(金) 17</u> |
| 3) 審査・評価 | <u>令和4年6月13日(月) ~</u> |
| 4) 選定結果公表 | <u>令和4年12月頃</u> |

【情報提供関係】

- 1) 秋田県八峰町及び能代市沖海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域に関する情報提供の受付 令和3年11月29日(月) ~ 令和4年3月10日(木)
(ただし、第二次被提供者の追加の申請期限は令和4年5月10日(火)とする。)

※ 令和3年11月29日付け「秋田県八峰町及び能代市沖海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域に関する情報の提供について」参照

- | | |
|-----------------|---|
| 2) 説明会申込受付 | 令和3年12月10日(金) ~
12月17日(金) |
| 3) 説明会 | 令和3年12月23日(木) 14
時~16時 |
| 4) 公募占用指針の質問受付 | 令和3年12月10日(金) ~
令和4年1月10日(月)
(ただし、公募占用計画の記載方法に関する質問受付期限は令和4年4月11日(月)とする。) |
| 5) 協議会構成員による説明会 | 令和4年2月頃 |

第4章 公募の実施スケジュール

(1) スケジュール

※本公募占用指針(令和4年3月変更)において「未定」としている箇所について、令和4年中を目途に公募占用指針の再変更を行う際に、併せて日程等を設定する。

【公募実施関係】

- | | |
|------------------------|---------------|
| 1) 公募占用指針の配布開始 | 令和3年12月10日(金) |
| 2) 公募占用計画の <u>提出期間</u> | <u>未定</u> |
| 3) 審査・評価 | <u>未定</u> |
| 4) 選定結果公表 | <u>未定</u> |

【情報提供関係】

- 1) 秋田県八峰町及び能代市沖海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域に関する情報提供の受付 令和3年11月29日(月) ~ 未定

※ 令和3年11月29日付け「秋田県八峰町及び能代市沖海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域に関する情報の提供について」参照

- | | |
|-----------------|---|
| 2) 説明会申込受付 | 令和3年12月10日(金) ~
12月17日(金) |
| 3) 説明会 | 令和3年12月23日(木) 14
時~16時 |
| 4) 公募占用指針の質問受付 | 令和3年12月10日(金) ~
令和4年1月10日(月)
(ただし、公募占用計画の記載方法に関する質問受付期限は令和4年4月11日(月)とする。) |
| 5) 協議会構成員による説明会 | 令和4年2月頃 |

6) 質問への回答

令和4年3月頃

(ただし、記載方法に関する質問への回答時期は令和4年4~5月頃とする。)

(2) 説明会の開催

希望者を対象に提出資料の記載要領等の公募に関する説明会を次のとおり開催するので、参加希望者は事前申込みを行うこと。なお、説明会当日は、事務局から公募占用指針の概要等について説明することとし、参加者からの本公募に関する質問に対する回答は、後日、後記(4)の質問に対する回答と合わせて公表する予定である。

1) 日 時 令和3年12月23日(木)14時~16時

2) 実施方法 オンラインの方式による。

詳細については、希望者に電子メールにて連絡する予定

回線の都合により、1社につき3回線での接続に制限する予定。

3) 申込様式 秋田県八峰町及び能代市沖洋上風力発電事業の公募に関する説明会参加申込書【様式1】

4) 申込期間 令和3年12月10日(金)~12月17日(金)

5) 申込方法

下記申込先に、公募に関する説明会参加申込書【様式1】を電子メールにより送付すること

6) 申込先

宛先 : 第10章(4)「担当部局」記載の国土交通省の担当部局

アドレス : hqt-akitahappounoshiro-koubo@gxb.mlit.go.jp

件名 : 「秋田県八峰町及び能代市沖洋上風力発電事業の公募に関する説明会参加申込について」と記載すること

6) 質問への回答

未定

※上記2)~6)は、令和4年中を目途に公募占用指針の再変更を行う際に、併せて日程を設定し、再度実施する。なお、公募占用指針の再変更を予定していることから、「4)公募占用指針の質問受付」により既に受け付けた質問に対する回答は、現時点では行わないこととする。

(2) 説明会の開催

希望者を対象に提出資料の記載要領等の公募に関する説明会を次のとおり開催するので、参加希望者は事前申込みを行うこと。なお、説明会当日は、事務局から公募占用指針の概要等について説明することとし、参加者からの本公募に関する質問に対する回答は、後日、後記(4)の質問に対する回答と合わせて公表する予定である。

1) 日 時 令和3年12月23日(木)14時~16時

2) 実施方法 オンラインの方式による。

詳細については、希望者に電子メールにて連絡する予定

回線の都合により、1社につき3回線での接続に制限する予定。

3) 申込様式 秋田県八峰町及び能代市沖洋上風力発電事業の公募に関する説明会参加申込書【様式1】

4) 申込期間 令和3年12月10日(金)~12月17日(金)

5) 申込方法

下記申込先に、公募に関する説明会参加申込書【様式1】を電子メールにより送付すること

6) 申込先

宛先 : 第10章(4)「担当部局」記載の国土交通省の担当部局

アドレス : hqt-akitahappounoshiro-koubo@gxb.mlit.go.jp

件名 : 「秋田県八峰町及び能代市沖洋上風力発電事業の公募に関する説明会参加申込について」と記載すること

(3) 協議会構成員による説明会

事業者において協議会の構成員等の意見を的確に把握する機会を設けるため、協議会構成員による説明会を実施する。

開催日程及び開催方法等の実施の詳細については、追って、ホームページ等で公表する予定である。

(4) 公募占用指針に関する質問の受付

本公募占用指針に基づいて公募占用計画を提出するに当たっての質問がある場合には、次のとおり受け付ける。

- 1) 提出様式 秋田県八峰町及び能代市沖洋上風力発電事業の公募に関する質問書【様式2】
- 2) 受付期間 令和3年12月10日(金)～令和4年1月10日(月)
(ただし、公募占用計画の記載方法に関する質問は、令和4年4月11日(月)まで)
- 3) 提出方法 様式2をWord形式にて電子メールに添付し提出すること。
(メール件名:「秋田県八峰町及び能代市沖における洋上風力発電事業の公募に関する質問書(事業者名・提出日)」)
- 4) 提出先 第10章(4)「担当部局」記載の経済産業省及び国土交通省の担当部局
- 5) 回答

提出された質問及びその回答は、令和4年3月頃(公募占用計画の記載方法に関する質問及びその回答は、令和4年4～5月頃)に

※ 本説明会の再開催についての詳細は、令和4年中を目途に公募占用指針の再変更を行う際に改めて設定する。

(3) 協議会構成員による説明会

事業者において協議会の構成員等の意見を的確に把握する機会を設けるため、協議会構成員による説明会を実施する。

開催日程及び開催方法等の実施の詳細については、追って、ホームページ等で公表する予定である。

※ 本説明会の再開催についての詳細は、令和4年中を目途に公募占用指針の再変更を行う際に改めて設定する。

(4) 公募占用指針に関する質問の受付

本公募占用指針に基づいて公募占用計画を提出するに当たっての質問がある場合には、次のとおり受け付ける。

- 1) 提出様式 秋田県八峰町及び能代市沖洋上風力発電事業の公募に関する質問書【様式2】
- 2) 受付期間 令和3年12月10日(金)～令和4年1月10日(月)
(ただし、公募占用計画の記載方法に関する質問は、令和4年4月11日(月)まで)
- 3) 提出方法 様式2をWord形式にて電子メールに添付し提出すること。
(メール件名:「秋田県八峰町及び能代市沖における洋上風力発電事業の公募に関する質問書(事業者名・提出日)」)
- 4) 提出先 第10章(4)「担当部局」記載の経済産業省及び国土交通省の担当部局
- 5) 回答

未定

※公募占用指針の再変更を予定していることから、「4)公募占用指針

<p><u>ホームページで公表する。</u></p> <p>※ なお、今後、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の情勢の変化が生じて上記の取扱いの変更を行うこととなった場合には、別途公表する。</p>	<p><u>の質問受付」により既に受け付けた質問に対する回答は、現時点では行わないこととする。再度の質問の受付についての詳細は、令和4年中を目途に公募占用指針の再変更を行う際に改めて設定する。</u></p> <p>※ なお、今後、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の情勢の変化が生じて上記の取扱いの変更を行うこととなった場合には、別途公表する。</p> <p>※ <u>公募占用指針の再変更により公募の実施スケジュールを再設定するとともに、公募対象とする事業の要件や公募占用指針に記載すべき事項、選定事業者を選定するための評価の基準等を変更する可能性がある。</u></p>
<p>第5章 公募参加のための手続</p> <p>(2) 公募占用計画の提出</p> <p>1) 公募占用計画の提出期間及び提出方法</p> <p>公募参加者は、本公募占用指針を熟覧の上、下記及び別紙「記載要領及び様式集」に従って作成した「公募占用計画」及び添付書類を提出するものとする。なお、<u>期限を経過後の提出は受理しない。</u></p> <p>公募占用計画の記載事項の詳細については、第6章「公募占用計画に記載すべき事項」参照のこと。</p> <p>i) <u>提出期限 持参の場合：令和4年6月10日(金)17時00分</u></p> <p>※ <u>土日祝を除く平日の10時00分～17時00分に持参すること</u></p> <p>送付の場合：<u>令和4年6月10日(金)17時00分</u> <u>(必着)</u></p>	<p>第5章 公募参加のための手続</p> <p>(2) 公募占用計画の提出</p> <p>1) 公募占用計画の提出期間及び提出方法</p> <p>公募参加者は、本公募占用指針を熟覧の上、下記及び別紙「記載要領及び様式集」に従って作成した「公募占用計画」及び添付書類を提出するものとする。なお、<u>提出期間外の提出は受理しない。</u></p> <p>公募占用計画の記載事項の詳細については、第6章「公募占用計画に記載すべき事項」参照のこと。</p> <p>i) <u>提出期間 持参の場合：未定</u></p> <p>送付の場合：<u>未定</u></p>

第5章 公募参加のための手続

(3) 保証金に関する事項（法第13条第2項第6号）

1) 保証金の額及び提供方法

i) 第1次保証金

③ 第1次保証金の提供方法

イ) 金融機関の発行する保証状を提出する場合

第1次保証金の納付を保証状の提出に代える場合は、下記の条件を満たす保証状及び添付書類の原本を公募占用計画の提出時に国土交通省の担当部局へ提出すること。

(保証状の条件)

- ・(略)
- ・保証期間の終了日が令和5年1月末日よりも長いこと（第7章(4)1)iv)に留意すること）

第5章 公募参加のための手続

(3) 保証金に関する事項（法第13条第2項第6号）

1) 保証金の額及び提供方法

i) 第1次保証金

③ 第1次保証金の提供方法

イ) 金融機関の発行する保証状を提出する場合

第1次保証金の納付を保証状の提出に代える場合は、下記の条件を満たす保証状及び添付書類の原本を公募占用計画の提出時に国土交通省の担当部局へ提出すること。

(保証状の条件)

- ・(略)
- ・保証期間の終了日については、令和4年中を目途に公募占用指針を再変更する際に、再設定する。